プランの位置づけと推進体制

1. プランの位置づけ

第3次久留米市食育推進プランは、食育基本法第18条に基づいて策定した、久留米市の食育推進計画です。計画期間は、H28年度~H32年度の5年間とします。

また、国の「第3次食育推進基本計画」、及び、県の「福岡県食育・地産地消推進計画」、本市の「久留米市新総合計画」を上位計画とし、各分野の個別計画との連携・整合を図り策定したものです。

2. 食育推進体制

本市における食育の推進は、学識経験者、関係機関、市民団体、行政等で構成する「久留米市食育推進会議」を中心に、市民との協働により推進します。

久留米市食育推進会議

事務局【共通施策:食育への理解と関心を高める】

◎ 食育推進会議・部会の総合調整、プランの作成・進行管理、施策の推進

子ども食育部会【基本施策 [:生きる力を育む食育】

教育部学校教育課、教育部学校保健課、子ども未来部子ども施設事業課、子ども未来部子ども政策課、小学校、中学校、保育園、幼稚園、子育て支援センター

食と健康部会 【基本施策Ⅱ:健全な食生活を推進する食育】

健康福祉部保健所健康推進課、健康福祉部保健所地域保健課、健康福祉部長寿支援課、市民文化部 生涯学習推進課、久留米市食生活改善推進員協議会、一般社団法人福岡県歯科衛生士会、NPO法人 栄養ケア・ちっご、くるめすこやか推進会

地産地消部会 【基本施策Ⅲ:農業・農産物への理解を促進する食育】

農政部農政課、農政部生産流通課、商工観光労働部商工政策課、健康福祉部保健所衛生対策課、各総合支所産業振興課、久留米市学校給食会、JAくるめ、JAにじ、JAみい、JA福岡大城、JAみづま、ふくおか県酪農業協同組合、久留米市食生活改善推進員協議会、久留米料飲業生衛組合連合会、久留米信愛女学院短期大学

食の循環部会 【基本施策Ⅳ:環境との調和を図る食育】

環境部資源循環推進課、教育部学校教育課、教育部学校保健課、子ども未来部子ども施設事業課、 農政部農政課

市民の食育への関心度の現状

平成26年度に実施した市民意識調査では、「食育」について60.2%の方が「言葉も意味も知っている」という結果でした。前回調査(平成22年度)と比較すると、3.4ポイントの上昇にとどまりました。今後もさらなる認知度を高める施策が必要です。

【食育の認知度(出典:市民意識調査)】





